

## 仕様書

### 1 適用

本仕様書（以下「仕様書」という）は、千葉県職員等胃等がん検診及び婦人科検診業務の委託について適用する。

実施仕様書は、相互に補完するものとする。ただし実施仕様書の間に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。

- (1) 質問回答書
- (2) 入札説明書
- (3) 別紙 検査内容の詳細
- (4) 仕様書

なお、上記により難い場合及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者は協議の上業務を実施することとする。

### 2 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「質問回答書」とは、仕様書、別紙 検査内容の詳細及び入札説明に関する入札参加者からの質疑事項書に対して委託者が回答した書面をいう。
- (2) 「入札説明書」とは、入札に参加する者に対して、委託者が当該業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- (3) 「別紙 検査内容の詳細」とは、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (4) 「実施仕様書」とは、質問回答書、入札説明書、別紙 検査内容の詳細及び仕様書をいう。
- (5) 「協議」とは、業務の遂行に必要な事項について、書面により、委託者と受託者が対等の立場で協議することをいう。
- (6) 「通知」とは、本業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (7) 「報告」とは、受託者が委託者の定める事項について書面又は委託者の指示する方法により通知することを言う。
- (8) 「書面」とは、所要の事項を紙面に記載したものといい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したもの有効とする。  
なお、緊急を要する場合においては、紙面以外の最も適切な方法により伝達することができるが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

### 3 委託業務内容

- (1) 全検診共通
  - ア 対象者

千葉県知事部局、企業局、病院局、北千葉広域水道企業団及び地方職員共済組合千葉県支部の職員（会計年度任用職員等非常勤職員を含む）のうち、委託者が指定した者。

#### イ 実施方法

県内の指定実施場所を巡回し、検診の実施又は検査容器の回収を行う。

なお、実施仕様書に指示の無い限り、検診は厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号(平成 25 年 3 月 28 日一部改正、平成 26 年 6 月 25 日一部改正、平成 28 年 2 月 4 日一部改正、令和 3 年 10 月 1 日一部改正、令和 5 年 6 月 23 日一部改正、令和 6 年 2 月 14 日一部改正、令和 7 年 7 月 1 日一部改正)」に準じて実施する。

ただし、事前に委託者の承認を得た場合においては、受託者は同指針が規定するもの以外の方法を取ることができる。

また、委託業務の開始後に同指針の改正があった場合も、なお従前の指針により実施できることとするが、検診の有効性、安全性等に重大な影響があると委託者が認めた場合は、受託者と協議して対応を定める。

#### ウ イの他

- ① 検診の際の受付事務
- ② 受診票及び問診票の作成、委託者への結果報告、受診者への結果通知
- ③ 精密検査が必要とされた者への当該検査の実施並びに結果の委託者への報告及び受診者への結果通知
- ④ 医療が必要とされた者への所要の治療又は他機関への紹介
- ⑤ 検診結果に係る受診者からの問合せへの対応
- ⑥ 精度管理のための調査への協力

### (2) 検診種別及び業務内容

#### ア 胃がん検診

県内の指定実施場所を巡回し、問診及び胃部エックス線撮影を実施する。

#### イ 大腸がん検診

- ① 便潜血（免疫）検査容器の配付
- ② 胃がん検診の実施に合わせ、問診及び検体を回収し検査を実施する。

#### ウ 肺がん検診

- ① 咳痰検査容器の配付
- ② 胃がん検診の実施に合わせ、問診及び検体を回収し検査を実施する。

#### エ 子宮頸がん検診

県内の指定実施場所を巡回し、子宮頸部細胞診を実施する。

#### オ 乳がん検診

県内の指定実施場所を巡回し、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）又は乳房超音波検査のうち、受診者ごとに委託者が指定した方式について

て実施する。

上記の他、検診内容の詳細は別紙 検査内容の詳細による。

#### 4 検診実施期間及び時間

##### (1) 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診

令和8年7月1日から令和9年1月31日の間で、委託者が指定する日およそ60日間。ただし各日の実施時間は午前8時半から正午までとする。

##### (2) 子宮頸がん検診、乳がん検診

令和8年12月1日から令和9年2月28日の間で、委託者が指定する日およそ30日間。実施時間は午前、午後又は全日のいずれかとし、全日実施の場合は2日間実施と見なす。

##### (3) 日程の調整

受託者は、(1)及び(2)に定める実施期間の中から、当該検診の実施可能な日を委託者に伝え、委託者は日程案を作成し受託者に通知する。

なお、日程案は、検診開始の2ヶ月前までに作成するものとし、協議の上、決定するものとする。

##### (4) 精密検査

精密検査については、一次検診において要精密検査と判定された後、受託者が指定する日時において、速やかに実施するものとする。

ただし、受診者の自己都合により受診日を変更するなどのやむを得ない事由があった場合はこの限りではない。

#### 5 結果の報告及び通知

##### (1) 委託者への結果報告

検診の実施後、遅くとも3週間以内に委託者に結果報告をする。

報告に当たり、紙面の様式は受託者の任意とするが、委託者が指定する項目を網羅したものであること。

##### (2) 受診者への結果通知

受診者ごとに結果通知を封入、封緘した親展封筒により、委託者へ送付する。

##### (3) 検査の結果、要精密検査となった者、要医療となった者及び要経過観察となった者などの数が前年度までと著しく異なった場合、受託者は原因の分析を行うとともに、委託者が必要と認める調査に協力しなければならない。この検査は、検体検査を受託者から委託された検査機関にも及ぶものとし、委託者が改善を指示した時にはそれに従わなければならない。

#### 6 受託者の責務

##### (1) 委託業務の遂行に当たっては、各種法令を遵守すること。

##### (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を厳守し、一切他に開示してはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承認を受けた場合はこの限りでない。
- この場合、(2) の規定が第三者にも適用されることとし、その旨を明記した書面に第三者に記名押印させる等して徴しておくこととする。
- また、委託者は、受託者に対して、業務を委託し、又は請け負わせた者の名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- (4) この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させではない。ただし、書面により委託者の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 受託者は、検査中及び検査後に受診者が体の異常を訴えた場合は必要な処置を取るとともに、ただちに委託者に連絡し、その指示を受けること。

## 7 事故責任

検診中の機械・器具、設備、構造物等に起因する受診者の事故は、受託者の責任とする。ただし、明らかに受診者の責に帰すべき事由による事故は、委託者の責任とし、受託者の財産に損害を与えた場合はその賠償義務を負う。

## 8 経費負担等

- (1) 委託者負担
- ア. 検診実施場所の借用等に係る経費
  - イ. 受診希望者の募集及び受診者の決定に係る経費
  - ウ. その他、委託者の負担に帰すべき経費
- (2) 受託者負担
- ア. 検診の実施に必要な機材、検体容器を含む消耗品その他諸雑費
  - イ. 検診の実施に必要な人員に係る経費
  - ウ. 受診票及び問診票の印刷及び発送、検体容器の発送に係る経費
  - エ. 検診の実施に伴い発生した廃棄物の処分に係る経費
  - オ. その他、受託者の負担に帰すべき経費
- (3) 負担区分が明確でない費用については、双方協議して定めるものとする。

## 9 その他

業務遂行上疑義が生じた場合は、双方協議して決定することとする。